

平成30年度 貸金業務取扱主任者講習受講要領

お申込みの際は、この講習受講要領を最後までよくお読みいただき、同意のうえ、お申込みください。

本受講要領では、以下の用語を区別して使用していますのでご注意ください。

「申込」とは、「講習の受講申込」を意味します。

「申請」とは、「主任者登録の申請」を意味します。

登録講習機関



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

平成30年度講習開催日程一覧

講習開催地	定員	講習開催日	申込受付開始日	申込受付期限			変更手続期限	受講票 発送予定日	
				個人申込		団体申込 予約受付期限			
				インターネット申込 申込期限	郵送申込 予約受付期限				
札幌	342名	7月24日(火)	2月13日(火)	6月20日(水)	6月15日(金)	5月28日(月)	6月27日(水)	7月4日(水)	
	190名	10月9日(火)		9月5日(水)	8月29日(水)	8月10日(金)	9月10日(月)	9月18日(火)	
仙台	338名	7月10日(火)		6月11日(月)	6月4日(月)	5月17日(木)	6月14日(木)	6月21日(木)	
	338名	12月11日(火)		11月7日(水)	11月2日(金)	10月15日(月)	11月14日(水)	11月21日(水)	
高崎	258名	8月21日(火)		7月23日(月)	7月13日(金)	6月28日(木)	7月26日(木)	8月2日(木)	
東京	新宿	430名		5月15日(火)	4月11日(水)	4月4日(水)	3月16日(金)	4月16日(月)	4月23日(月)
	新宿	430名		5月22日(火)	4月18日(水)	4月11日(水)	3月23日(金)	4月23日(月)	5月1日(火)
	新宿	430名		5月25日(金)	4月23日(月)	4月16日(月)	3月29日(木)	4月26日(木)	5月8日(火)
	新宿	430名		5月29日(火)	4月25日(水)	4月18日(水)	3月30日(金)	5月1日(火)	5月10日(木)
	新宿	430名		6月5日(火)	5月7日(月)	4月27日(金)	4月12日(木)	5月10日(木)	5月17日(木)
	新宿	430名		6月7日(木)	5月9日(水)	5月2日(水)	4月13日(金)	5月14日(月)	5月21日(月)
	新宿	430名		6月15日(金)	5月16日(水)	5月10日(木)	4月20日(金)	5月22日(火)	5月29日(火)
	新宿	430名		6月21日(木)	5月23日(水)	5月16日(水)	4月27日(金)	5月28日(月)	6月4日(月)
	新宿	430名		7月31日(火)	6月27日(水)	6月22日(金)	6月4日(月)	7月4日(水)	7月11日(水)
	新宿	430名		8月9日(木)	7月10日(火)	7月3日(火)	6月15日(金)	7月13日(金)	7月23日(月)
	新宿	430名		8月23日(木)	7月25日(水)	7月18日(水)	6月29日(金)	7月30日(月)	8月6日(月)
	渋谷	500名		9月4日(火)	8月6日(月)	7月30日(月)	7月12日(木)	8月9日(木)	8月16日(木)
	新宿	430名		9月27日(木)	8月27日(月)	8月20日(月)	8月2日(木)	8月30日(木)	9月6日(木)
	新宿	430名		10月4日(木)	9月3日(月)	8月27日(月)	8月9日(木)	9月6日(木)	9月13日(木)
	新宿	430名		11月1日(木)	10月2日(火)	9月25日(火)	9月7日(金)	10月5日(金)	10月15日(月)
	新宿	430名	12月6日(木)	11月6日(火)	10月30日(火)	10月12日(金)	11月9日(金)	11月16日(金)	
新宿	430名	平成31年1月22日(火)	12月12日(水)	12月6日(木)	11月16日(金)	12月18日(火)	12月26日(水)		
新宿	430名	平成31年2月21日(木)	平成31年1月22日(火)	平成31年1月15日(火)	12月28日(金)	平成31年1月25日(金)	平成31年2月1日(金)		

講習開催地	定員	講習開催日	申込受付開始日	申込受付期限			変更手続期限	受講票 発送予定日
				個人申込		団体申込 予約受付期限		
				インターネット申込 申込期限	郵送申込 予約受付期限			
金沢	170名	8月7日(火)	2月13日(火)	7月4日(水)	6月29日(金)	6月11日(月)	7月11日(水)	7月19日(木)
名古屋	538名	7月6日(金)		6月6日(水)	5月31日(木)	5月11日(金)	6月12日(火)	6月19日(火)
	538名	10月15日(月)		9月11日(火)	9月4日(火)	8月17日(金)	9月14日(金)	9月25日(火)
大阪	562名	5月31日(木)		4月25日(水)	4月20日(金)	4月2日 (月)	5月7日(月)	5月14日(月)
	366名	6月19日(火)		5月21日(月)	5月14日(月)	4月26日(木)	5月24日(木)	5月31日(木)
	562名	7月12日(木)		6月13日(水)	6月6日(水)	5月18日(金)	6月18日(月)	6月25日(月)
	562名	9月19日(水)		8月20日(月)	8月13日(月)	7月26日(木)	8月23日(木)	8月30日(木)
	562名	10月23日(火)		9月19日(水)	9月13日(木)	8月24日(金)	9月26日(水)	10月3日(水)
	362名	平成31年1月25日(金)		12月18日(火)	12月11日(火)	11月22日(木)	12月21日(金)	平成31年1月7日(月)
広島	270名	7月19日(木)		6月19日(火)	6月12日(火)	5月25日(金)	6月22日(金)	6月29日(金)
	270名	11月8日(木)		10月10日(水)	10月3日(水)	9月14日(金)	10月15日(月)	10月22日(月)
高松	172名	7月18日(水)		6月18日(月)	6月11日(月)	5月24日(木)	6月21日(木)	6月28日(木)
	172名	10月2日(火)		8月29日(水)	8月23日(木)	8月3日 (金)	9月4日(火)	9月11日(火)
福岡	514名	6月12日(火)		5月14日(月)	5月7日(月)	4月19日(木)	5月17日(木)	5月24日(木)
	514名	9月14日(金)		8月15日(水)	8月9日(木)	7月20日(金)	8月21日(火)	8月28日(火)
	514名	12月18日(火)		11月14日(水)	11月9日(金)	10月22日(月)	11月21日(水)	11月29日(木)
熊本	190名	8月28日(火)		7月30日(月)	7月23日(月)	7月5日(木)	8月2日(木)	8月9日(木)
沖縄	162名	7月3日(火)	6月4日(月)	5月28日(月)	5月10日(木)	6月7日(木)	6月14日(木)	

※講習会場情報は、次ページの「講習会場案内」をご確認ください。

講習会場案内

講習開催地	会場名	住所	最寄駅(所要時間は目安)
札幌	札幌コンベンションセンター	〒003-0006 北海道札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1	地下鉄東西線 「東札幌駅」下車徒歩8分
仙台	仙台国際センター	〒980-0856 宮城県仙台市青葉区青葉山 展示棟	仙台市営地下鉄東西線 「国際センター駅」下車 徒歩すぐ
高崎	エテルナ高崎	〒370-0841 群馬県高崎市栄町22-30	JR「高崎駅」下車徒歩5分
東京	新宿 ベルサール新宿 セントラルパーク	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークシティ内	JR「新宿駅」下車徒歩13分
	渋谷 ベルサール渋谷ファースト	〒150-0011 東京都渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー	JR線「渋谷駅」下車徒歩8分
金沢	金沢歌劇座	〒920-0993 石川県金沢市下本多町6-27	JR金沢駅よりバス便(約20分) 「本多町」下車徒歩1分
名古屋	名古屋国際会議場	〒456-0036 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1	地下鉄名港線「日比野駅」ま たは地下鉄名城線「西高蔵 駅」下車徒歩5分
大阪	大阪国際会議場	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島5-3-51	京阪電車「中之島(大阪国際 会議場)駅」下車徒歩すぐ
広島	広島国際会議場	〒730-0811 広島県広島市中区中島町1-5	JR「広島駅」よりバス便(20分) 「平和記念公園」下車徒歩すぐ
高松	レクザムホール (香川県県民ホール)	〒760-0030 香川県高松市玉藻町9-10 レクザムホール	JR高松駅から徒歩8分
福岡	福岡国際会議場	〒812-0032 福岡県福岡市博多区石城町2-1	JR「博多駅」よりバス便(11分) 「国際会議場・サンパレス前」 下車徒歩すぐ
熊本	メルパルク熊本	〒860-8517 熊本市中央区水道町14-1	JR熊本駅より市電(15分) 「水道町」下車徒歩3分
沖縄	沖縄コンベンションセンター	〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜 4-3-1	那覇バスターミナルよりバス便 (40分)「コンベンションセン ター前」下車徒歩すぐ

※講習開催日、申込受付期間等は、前ページの「講習開催日一覧」をご確認ください。

※講習会場地図および詳細な道案内は、受講票に記載されます。

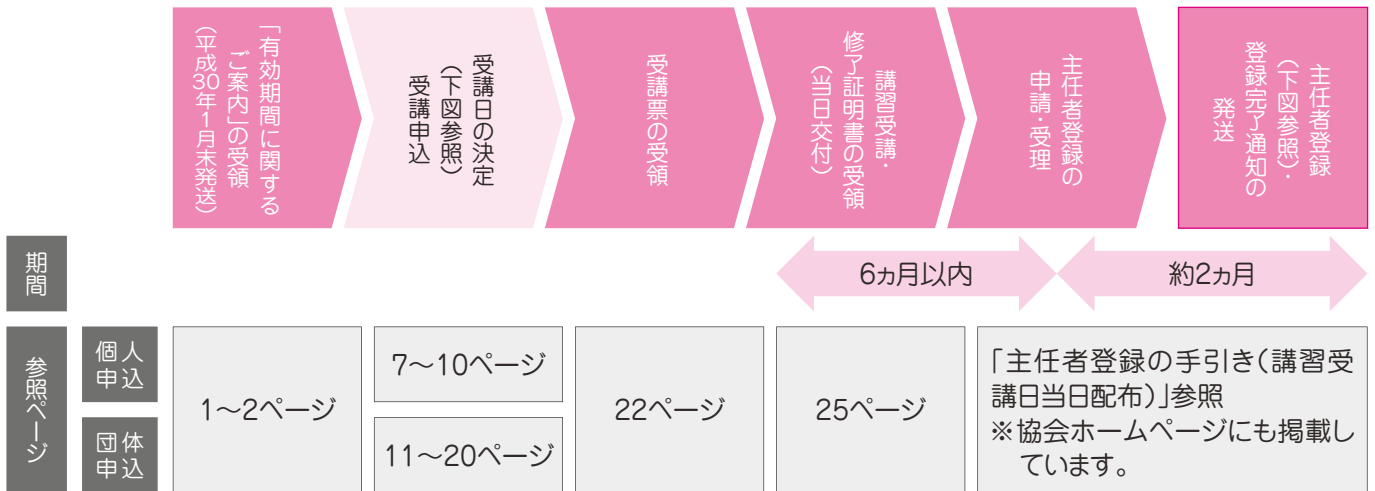
また、協会ホームページ>貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録>登録講習にも掲載されています。

目 次

1 講習受講から主任者登録までの流れ	
1. 現在主任者登録を受けている方	P1
2. 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方	P3
2 登録講習の概要	
1. 登録講習について	P4
2. 受講資格	P4
3. 講習科目と時間割	P4
4. 登録講習の実施場所および講習開催日	P5
5. 受講料	P5
6. 身体に障害等のある方への配慮について	P5
3 受講申込	
1. 受講申込の方法	P6
2. 受講申込で受講申込者個人にかかる費用	P6
3. 氏名の変更をされた方へ	P6
4. 個人申込	P7
(1) 個人申込について	
(2) インターネット申込	
(3) 郵送申込	
5. 団体申込	P11
(1) 団体申込について	
(2) 団体申込のメリット	
(3) 団体責任者の役割	
(4) 団体申込における各受講希望者の申込方法について	
(5) 団体申込の操作手引きについて	
(6) 団体申込を行う個人の方(受講申込者)へ	
(7) 団体申込フロー	
4 各種変更について	
1. 受講会場の変更	P21
2. 住所の変更	P21
3. 氏名の変更	P21
4. 受講申込の取消し	P21
5 受講票の受領	
1. 受講票の発送予定日	P22
2. 受講票の受領	P22
3. 受講までの準備	P23
6 講習の受講	
1. 当日ご持参いただくもの	P24
2. 講習当日の注意事項	P24
3. 自然災害(台風・地震・大雪)や交通機関の運行停止の場合の措置について	P24
7 修了証明書の交付	
1. 登録講習の修了の認定	P25
2. 修了証明書の交付	P25
8 お問い合わせ先	P25
9 受講申込書の記入例	P26

1 講習受講から主任者登録までの流れ

1 現在主任者登録を受けている方

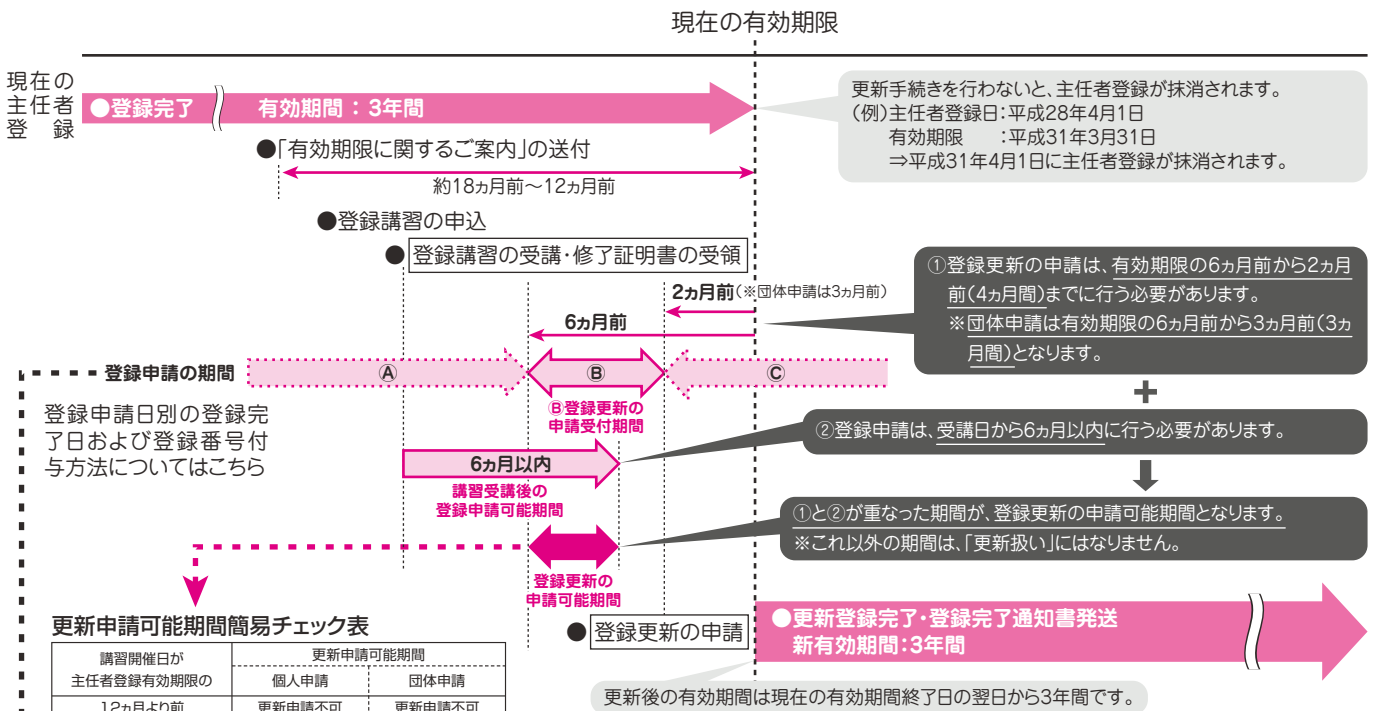


【登録講習受講日の決定】と【登録申請日別の登録完了日および登録番号付与方法】について

主任者登録の申請には、更新申請(下図B)と更新申請以外(下図A・C)があります。主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請可能期間(日数)を確認のうえ、受講申込を行ってください。

2P 「登録更新の申請可能期間(日数)とは」参照

所属団体(会社)のある方は、登録の更新および講習受講について団体(団体責任者)にご確認ください。



更新申請可能期間簡易チェック表

講習開催日が主任者登録有効期限の	更新申請可能期間	
	個人申請	団体申請
12ヵ月前より前	更新申請不可	更新申請不可
12ヵ月前～11ヵ月前	1日～1ヵ月間	1日～1ヵ月間
11ヵ月前～10ヵ月前	1～2ヵ月間	1～2ヵ月間
10ヵ月前～9ヵ月前	2～3ヵ月間	2～3ヵ月間
9ヵ月前～8ヵ月前	3～4ヵ月間	3ヵ月間
8ヵ月前～7ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
7ヵ月前～6ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
6ヵ月前～5ヵ月前	3～4ヵ月間	2～3ヵ月間
5ヵ月前～4ヵ月前	2～3ヵ月間	1～2ヵ月間
4ヵ月前～3ヵ月前	1～2ヵ月間	1日～1ヵ月間
3ヵ月前～2ヵ月前	1日～1ヵ月間	更新申請不可
2ヵ月未満	更新申請不可	更新申請不可

【主任者登録の更新を受けようとする方へ 登録講習の受講時期の目安】

登録更新の申請手続き(申請書類準備、送付等)に余裕を持つため、更新申請可能期間を2ヵ月以上確保することをおすすめします。

更新申請可能期間を2ヵ月以上確保するためには、

(i)主任者登録申請を個人申請でされる方…有効期限の10ヵ月前～4ヵ月前の6ヵ月間に実施される講習を受講してください。

(ii)主任者登録申請を団体申請でされる方…有効期限の10ヵ月前～5ヵ月前の5ヵ月間に実施される講習を受講してください。

インターネット申込では、画面上で更新申請可能期間(日数)を確認し、受講申込することができます。

申請日	登録完了日	登録番号	その他
(A) 有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日(申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
(B) 有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前(団体申請は3ヵ月前)の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録番号	
(C) 有効期限の2ヵ月前(団体申請は3ヵ月前)より後の申請 ※主任者登録抹消後の申請も含む	登録事務完了日(申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(2ヵ月間)を越えているため、現在の主任者登録の有効期限満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が発送されます)

主任者登録更新の際の留意点

現在主任者として登録行政庁(※)に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ①現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新以外(前ページ図A・Cの期間の申請)で主任者登録を受けた場合は、登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由(貸金業法第8条第1項前段)に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ②現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、前ページ図Cの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未滿となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、前ページ図Bの期間に申請(更新申請)されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務(支)局長または都道府県知事のこと。登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

登録更新の申請可能期間(日数)とは…

主任者登録更新の申請を行うことができる期間のこと。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

インターネット申込では、更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。

	受講申込者が確認できる表示場所	
	インターネット申込(個人・団体)	郵送申込(個人・団体)
更新申請可能期間	受講申込画面の申込確定時(P8、P16参照) 受講票・修了証明書(P22、P25参照)	受講票・修了証明書(P22、P25参照)
更新申請可能日数	受講申込画面の講習会場選択時(P8、P16参照)	—

※団体申込では、団体責任者が申込確定を行う画面上で、受講申込者の当該日数を確認することができます。

11 P 「団体申込」参照

主任者登録更新のための受講日一覧(主任者登録有効期限日別)

主任者登録更新を受けようとする方は、下表の「更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講日」を参考に受講日を決定してください。

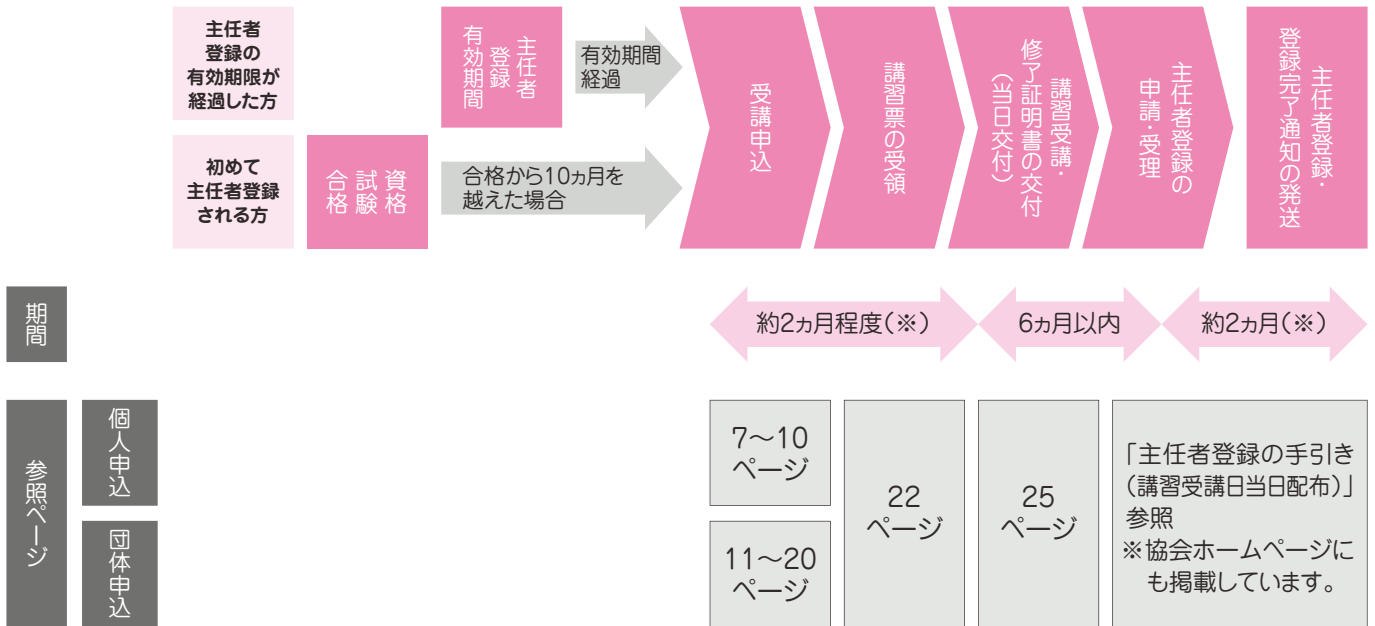
■「有効期限に関するご案内」の送付について

現在主任者である方には、下表の通り、「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と平成30年度登録講習に関するご案内」(※講習受講要領ではありません)を平成30年1月末頃に送付いたします。

主任者登録		「有効期限に関するご案内」の送付予定日	更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講日	
登録完了日	有効期限		主任者登録の申請方法	
			個人申請	団体申請
H27.11	H30.11	H30.1.31	H30.01~H30.07	H30.01~H30.06
H27.12	H30.12		H30.02~H30.08	H30.02~H30.07
H28.01	H31.01		H30.03~H30.09	H30.03~H30.08
H28.02	H31.02		H30.04~H30.10	H30.04~H30.09
H28.03	H31.03		H30.05~H30.11	H30.05~H30.10
H28.04	H31.04		H30.06~H30.12	H30.06~H30.11
H28.05	H31.05		H30.07~H31.01	H30.07~H30.12
H28.06	H31.06		H30.08~H31.02	H30.08~H31.01
H28.07	H31.07		H30.09~H31.03	H30.09~H31.02
H28.08	H31.08		H30.10~H31.04	H30.10~H31.03
H28.09	H31.09	H30.11~H31.05	H30.11~H31.04	
H28.10	H31.10	H30.12~H31.06	H30.12~H31.05	
H28.11	H31.11	H31.01以降に送付(予定)	H31.01~H31.07	H31.01~H31.06
H28.12	H31.12		H31.02~H31.08	H31.02~H31.07
H29.01	H32.01		H31.03~H31.09	H31.03~H31.08
H29.02	H32.02		H31.04~H31.10	H31.04~H31.09
H29.03	H32.03		H31.05~H31.11	H31.05~H31.10
H29.04	H32.04		H31.06~H31.12	H31.06~H31.11
H29.05	H32.05		H31.07~H32.01	H31.07~H31.12
H29.06	H32.06		H31.08~H32.02	H31.08~H32.01
H29.07	H32.07		H31.09~H32.03	H31.09~H32.02
H29.08	H32.08		H31.10~H32.04	H31.10~H32.03
H29.09	H32.09	H31.11~H32.05	H31.11~H32.04	
H29.10	H32.10	H31.12~H32.06	H31.12~H32.05	

※日付はすべて目安です。

② 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方



【登録講習受講日の決定】と【登録番号】について

受講申込から主任者登録が完了し、登録完了通知が発送されるまで、最短でも4ヵ月程度(上図※)を要します。
主任者登録が必要な時期と主任者登録完了までの期間を考慮し、受講日を決定してください。

過去に主任者であった方でも、登録番号は変更され、新たな登録番号が付与されます。

主任者登録の申請は、講習受講日から6ヵ月以内(登録申請の可能期間)に行う必要があります。

2 登録講習の概要

1 登録講習について

資格試験に合格した方が主任者登録を受けようとするときは、登録講習機関が行う講習で、主任者登録の申請の日前6ヵ月以内に行われるものを受けなければなりません。

貸金業務取扱主任者講習は、日本貸金業協会が貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の36の登録を受け実施する登録講習(法第24条の25第2項の規定に基づく講習)です。

主任者登録の有効期限は、登録日から3年です。登録の更新を受けなければ、期間の経過によって主任者の登録は、抹消されます。(主任者登録が抹消された場合でも、資格試験合格の資格が失効することはありません。)

2 受講資格

資格試験に合格した方で、主任者登録(登録の更新を含む)を受けようとする方。

※試験に合格した日から1年以内に主任者登録を受けようとする場合は、登録講習の受講は免除されています。

注:主任者登録の申請の受理から登録の完了まで、標準処理期間として、通常2ヵ月を要しますので、資格試験の合格日から10ヵ月を経過した場合は登録講習の受講が必要となります。

3 講習科目と時間割

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～	受付開始	
	9:30～ 9:40	受講説明	
1	9:40～10:50	貸金業に関する法令に関する科目(その1)	<ul style="list-style-type: none"> ■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説 ■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説
	10:50～11:00	休憩	
2	11:00～11:50	貸金業に関する法令に関する科目(その2)	<ul style="list-style-type: none"> ・理解度テストの実施と解説 ・質疑応答
	11:50～12:50	昼食休憩	
3	12:50～14:10	貸金業に関する法令に関する科目(その3)	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付けに関する実務動向の解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説 ■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ・講習テキスト講義 ・ケーススタディ解説
	14:10～14:30	休憩	
4	14:30～15:50	実務に関する科目 (その1)	<ul style="list-style-type: none"> ・理解度テストの実施と解説 ・質疑応答
	15:50～16:10	休憩	
5	16:10～17:30	実務に関する科目 (その2)	<ul style="list-style-type: none"> ・理解度テストの実施と解説 ・質疑応答
	17:30～17:50	修了証明書の交付等	

※上記時間割等については、一部変更する場合があります。

※東京会場は、1時限目と2時限目の間の休憩時間を20分(2時限目は11時10分から開始)とし、以降各10分繰り下げた運営となります。

4 登録講習の実施場所および講習開催日

平成30年度は、全国12ヵ所で計41回の講習を予定しています。

「講習開催日一覧」をご確認ください。

受講申込の受付は、平成30年2月13日(火)から開始いたします。

各講習および各申込方法で、申込受付期間および変更受付期間が異なりますので「講習開催日一覧」をご確認ください。
講習会場は定員があります。申込期間内であっても、受講会場が定員に達した場合、当該会場での以降の受講申込はできません。

空席状況は、協会ホームページから確認することができます。

協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録 > 登録講習 からご確認ください。

※団体申込では、各団体の団体責任者が一括してその団体内の受講申込対象者の会場予約を行います。空席状況は大きく変動(減少)することがありますので、受講を希望する方は早めの受講申込手続きをおすすめいたします。

※ 受講日の決定について

現在主任者登録を受けている方…… **1 P** 「登録講習受講日の決定」参照

初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方…… **3 P** 「登録講習受講日の決定」参照

(ご参考)

■平成31年度の講習開催予定(全国10会場、19回)

平成31年度は、札幌(1回)、仙台(1回)、東京(6回)、金沢(1回)、名古屋(2回)、大阪(3回)、広島(1回)、高松(1回)、福岡(2回)、沖縄(1回)の実施を予定しております。また、開催日程は5月～翌年1月頃の実施を予定しています。

平成31年度登録講習の受講申込受付期間、講習日時および講習会場等の詳細につきましては、平成31年2月頃に公表予定の平成31年度講習受講要領をご確認ください。

5 受講料

受講料は、15,940円(税込)です。

※払込に係る費用はご本人負担となります。

協会が受講申込を受理した後は、次の場合を除いて受講料の返還はいたしません。

- 1.協会の責に帰すべき事由等により受講できなかった場合
- 2.天災等の理由により受講できなかった場合

なお、受講料の返還を申請する場合は、所定の手続きが必要となります。

6 身体に障害等のある方への配慮について

身体に障害等があるため、受講上の配慮をご希望される方は、受講申込を行う前に、『登録講習に関するお問合せ窓口』(03-6450-3023)までご連絡ください。

【主任者登録講習に係るお知らせ】

登録講習に係るお知らせは、協会のホームページで公表いたします。

協会では、新着情報を掲載した時にその旨をメールでお知らせするサービスを行っておりますので、ぜひご利用ください。
※メールアドレスの登録が必要になります。協会ホームページトップ画面の新着情報配信登録から手続きを行ってください。

※当該システムでは、登録講習以外の協会全般の新着情報についてのお知らせが届きます。

3 受講申込

1 受講申込の方法

申込方法	内容	受講料支払方法	参照ページ	
個人申込	【インターネット申込】 受講を希望する個人が(以下「受講申込者」という。)がインターネットを利用し申込み方法	・クレジットカード決済 ・コンビニ決済 ・銀行指定口座振込	7ページ	
	【郵送申込】 受講申込者が受講申込書類を郵送で送付し申込み方法 ・講習受講要領(冊子)の入手が必要です。(受講料の振込用紙は、インターネットからの印字はできません) ・受講申込書類郵送前に電話による受講会場の予約が必要です。	講習受講要領に同封の振込用紙による銀行窓口での振込	9ページ	
団体申込	受講希望者が所属する団体を經由し申込み方法 ・団体責任者がインターネット上で受講状況等の確認をすることができます。	【インターネット申込】 インターネットを利用し申込み方法 【郵送申込】 受講申込書類を郵送で送付し申込み方法	団体責任者による銀行指定口座への振込(各申込者個人が払込むことは不要です。)	11ページ

所属団体(会社)のある方は、団体(団体責任者)に確認のうえ申込方法を決定してください。

インターネット申込では、主任者登録を更新しようとする場合の更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

各講習および各申込方法で、申込受付期間および変更受付期間が異なりますので「講習開催日一覧」をご確認ください。

2 受講申込で受講申込者個人にかかる費用

受講料(15,940円)の払込および受講申込書の郵送に係る費用は次表のとおりです。

申込方法	個人申込				団体申込	
	インターネット申込			郵送申込(※)	インターネット申込	郵送申込
受講料納付方法	クレジットカード決済	コンビニ決済	銀行指定口座振込	銀行振込	銀行指定口座振込	
受講料の払込にかかる費用	260円(手数料) ※受講料と払込み手数料を合計した金額が決済金額となります。		0~648円 ※同行間、他行宛等で手数料額が異なります。	216円~648円 ※同行間、他行宛等で手数料額が異なります。	— (団体責任者が一括して払い込むため不要)	
受講申込書送付にかかる費用	—	—	—	392円(簡易書留郵便)	—	392円(簡易書留郵便)
費用合計	260円	260円	0~648円	608円~1,040円	—	392円

※個人・郵送申込の場合は、講習受講要領の入手に係る費用が別途必要になります。入手方法については、協会ホームページをご確認ください。

3 氏名の変更をされた方へ

受講申込には、「氏名の変更」の手続きが必要になります。21ページを参照し、手続きを行ってください。

4 個人申込

(1) 個人申込について

受講申込者個人が単独で申込み方法です。

一旦、「個人申込」された申込を途中から「団体申込」に変更することはできません。またその逆もできません。

各講習で申込受付期間等が異なりますので「講習開催日一覧」をご確認ください。

(2) インターネット申込

協会ホームページからインターネット申込を行うことができます。

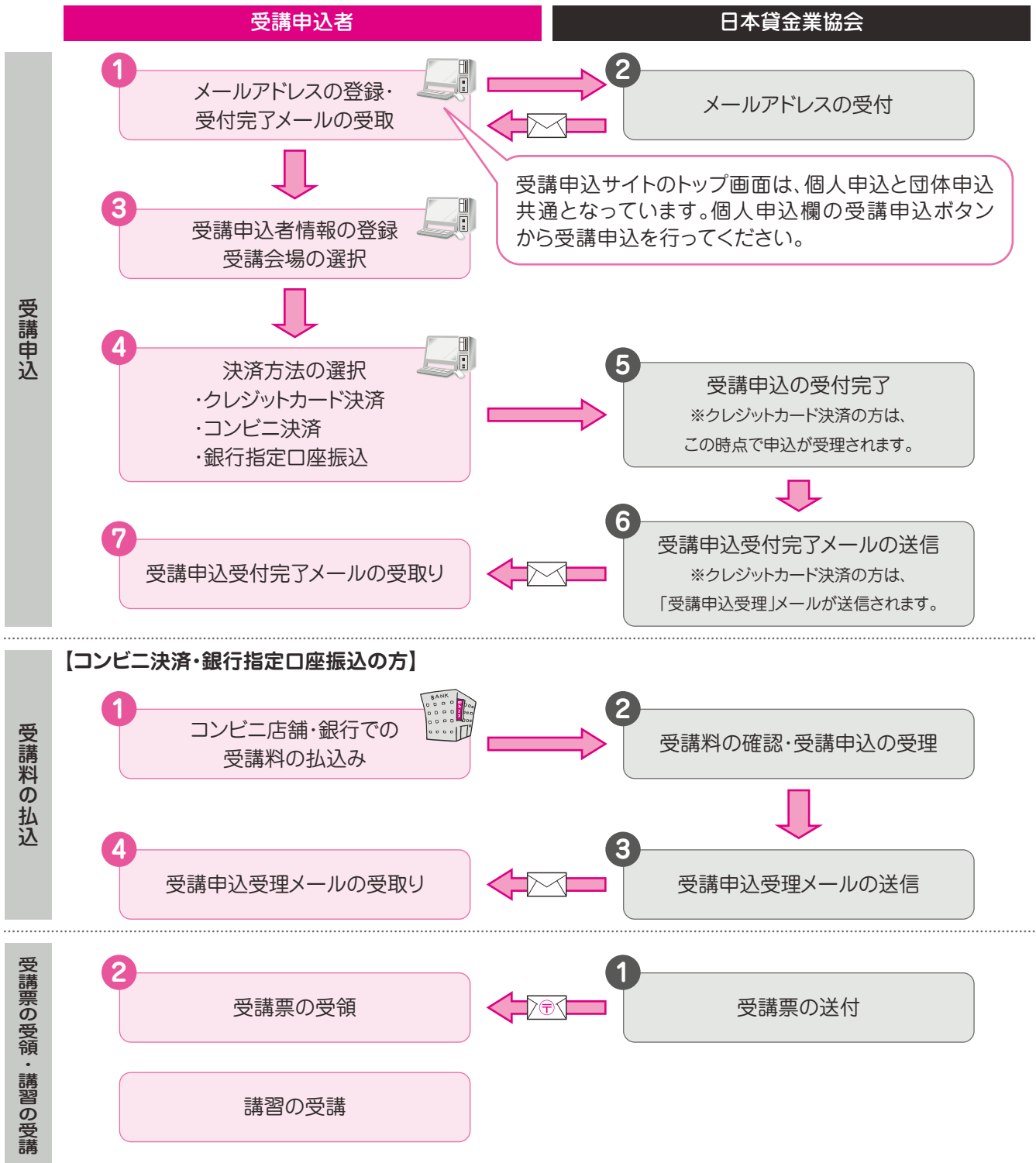
協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録 > 登録講習 からお申込みください。

画面の指示に従い、申込を行ってください。

日本貸金業協会

検索

※受講申込には、資格試験の合格証書番号が必要です。



※インターネット申込には、ご自身のメールアドレスが必要になります。

hotmail、yahooメール等のフリーメールアドレスのご利用はフリーメール運営者による受信メール制限等により、メールが未着になることがありますので、フリーメール以外のメールアドレスをご利用ください。

※携帯のメールアドレスは平成30年4月2日申込受付分から利用可能となります。

【受講日の決定について】

現在主任者登録を受けている方…… **1 P** 「登録講習受講日の決定」参照

初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方…… **3 P** 「登録講習受講日の決定」参照

【受講申込時の注意点】

空席のない(定員を超えた)会場には、申込できません。

現在主任者登録を受けている方で登録更新が可能となる講習には、下記①②のとおり、更新申請可能期間(日数)が表示されます。主任者登録の更新を受けようとする方は、必ずご確認ください。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

①講習会場選択画面に **更新申請可能日数(団体申請・個人申請別)** が表示されています。

②申込者情報の最終確認画面に **更新申請可能期間(団体申請・個人申請別)** が表示されています。

検索結果一覧:

受講地	講習開催日/ 会場名	受講申込受付期間 (インターネット申込)	更新申請 可能日数 (団体/個人)	定員	空席 状況	表示
東京	平成〇年10月25日 〇〇〇会場	平成〇年10月1日 - 平成〇年10月20日	109日/130日	00	○	詳細
東京	平成〇年11月25日 〇〇〇会場	平成〇年11月1日 - 平成〇年11月20日	経過/10日	00	×	詳細
東京	平成〇年12月25日 〇〇〇会場	平成〇年12月1日 - 平成〇年12月20日	前/前	00	-	詳細

※「前」は「更新期間前」、「経過」は「更新期間経過」を意味し、更新可能期間がない(更新期間外)ことを表します。

※「*** / ***」の表示は、現在主任者登録されていない方(更新申請対象外)であることを表します。

受講申込者情報

氏名	日本 太郎
フリガナ	ニホン タロウ

【必ずご確認ください】
当講習を修了された場合、主任者登録更新の申請可能期間は下記の通りです。

- ・団体申請される場合
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成△△年△△月△△日まで
- ・個人申請される場合
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

主任者登録の申請が「更新」扱いでない場合は、講習受講日から6ヵ月以内であれば主任者登録の申請を行うことが可能です。

【コンビニ決済・銀行指定口座振込をされる方へ】

受講申込完了画面に払込期限と受講料払込に必要な情報が表示されます。また、同様の内容が記載された受講申込受付メールを送信します。

受講申込は、協会で入金を確認できた時点で受理されますので、払込期限等を十分にご確認ください。

※払込期限までに払込がない場合、受講申込は取消しされます。

※**払込期限は、受講申込日の翌日(翌日を含む)から10日後、もしくは受講申込最終日の翌々日のいずれか早く到来する日です。**

例) 申込最終日が7月10日の受講地を7月10日に申込んだ場合の払込期限は7月12日となります。

【受講票の受領】

受講票の発送予定日(「講習開催日一覧」参照)に受講申込されたときの住所宛に発送(普通郵便)いたします。22ページをご確認ください。

【講習の受講】

24ページをご確認ください。

(3) 郵送申込

受講申込書を送付する前に、電話による受講会場の予約が必要となります。

必ず講習受講要領(冊子)を入手し、合格証書番号をお控えのうえ、『登録講習に関するお問合せ窓口』(03-6450-3023)に電話で希望する受講会場の予約を行ってください。

講習受講要領
の入手

- ・ 郵送申込の場合、講習受講要領(冊子)の入手(振込用紙の入手)が必要です。入手方法については、協会ホームページをご確認ください。

受講日・受講
会場の決定

- ・ 「講習開催日一覧」から受講する講習会場を決定します。

※ 受講日の決定について

現在主任者登録を受けている方・・・ **1** P 「登録講習受講日の決定」参照
初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方・・・

3 P 「登録講習受講日の決定」参照

受講会場
の予約

- ・ 『登録講習に関するお問合せ窓口』(03-6450-3023)に電話で希望する受講会場の予約を行ってください。
受講会場が定員に達した場合は、以降の受講会場の予約はできません。予めご了承ください。
- ・ 予約可能な場合、受講会場の予約日と予約番号をお伝えしますので、受講申込書の所定欄に受講会場の予約日と予約番号を必ずご記載ください。
- ・ 受講会場の予約は、予約した日の翌日から10日間(土日祝日を含む)有効です。
受講会場の予約有効期限(当日消印有効)までに受講申込書を簡易書留郵便で送付してください。
受講会場の予約有効期限までに受講申込書の郵送が確認できない場合、受講会場の予約は取消されますので予めご了承ください。
- ・ 受講会場の予約受付期間(「講習開催日一覧」参照)は、受講会場ごとに異なります。必ず受講を希望される受講会場の予約受付期間内に電話予約のうえお申込みください。

【主任者登録の更新を受けようとする方へ】

予約受付時に、更新申請可能期間(日数)をお知らせしますので、必ずご確認ください。
登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

- ・ 受講申込書に必要事項を記入・捺印してください。 **26** P 「受講申込書の記入例」参照
- ・ 同封の振込用紙で銀行窓口から受講料(15,940円、税込)を電信扱いでお振込ください。

10日以内(消印有効)

受講申込書の
作成と受講料の
払込み

《ご注意》

- ・ 振込に係る費用は、受講申込者様にてご負担願います。
- ・ 受講申込者本人名義でお振込みください。
- ・ 郵便局からのお振込みおよび銀行等のATMからのお振込はできません。必ず同封の振込用紙を使用し、銀行窓口で振込を行い、「A 払込受付証明書」に取扱銀行の受付印等をもってください。
- ・ 取扱銀行の受付印等のある「A 払込受付証明書」は、受講申込書に貼付していただきますので紛失しないようご注意ください。
- ・ 受講料振込後、取扱銀行の受付印等のある「B 振込金受領書」は、受講票が届くまで大切に保管してください。

- ・ 受講申込書の「A 払込受付証明書貼付欄」に「A 払込受付証明書」の原本を貼付してください。

受講申込書の
郵送

- ・ 受講会場の予約有効期限(予約した日の翌日から10日間(土日祝日を含む)、当日消印有効)までに簡易書留郵便で送付してください。
- ・ 受講会場の予約有効期限を過ぎた場合は、申込を受理できないことがあります(希望受講会場が定員を超えた場合など)ので予めご了承ください。

【郵送先】 〒103-0027

東京都中央区日本橋1-20-5

日本貸金業協会 主任者講習事務センター

《ご注意》

- ・ 同封の送付用封筒をご利用ください。
- ・ 受講申込書は日本貸金業協会本部または支部にご持参いただいても受理いたしません。必ず郵便局の窓口で手続きしてください。
- ・ 申込書未着については、当協会では一切責任を負えませんので、申込者本人が後日直接郵便局に事実確認できるように、必ず簡易書留郵便で送付してください。

受講申込の
受付・受理

- ・ 受講申込書等に不備事項がないことを確認し、申込を受理します。
不備事項等があり、申込を受理できない場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。

受講票の受領
講習の受講

- ・ 受講票の発送予定日(「講習開催日一覧」参照)に受講申込されたときの住所宛に発送(普通郵便)いたします。詳細については、22ページをご確認ください。
- ・ 講習の受講については、24ページをご確認ください。

5 団体申込

(1) 団体申込について

受講申込者が所属する団体を経由して申込み方法で、受講会場予約および受講料の払込は団体責任者が一括して行います。団体責任者はインターネット上で受講申込手続きおよび講習受講状況の管理を行うことができます。

ただし、団体申込は、次の要件をすべて満たす団体に限り認めます。

- ①法人であること。
- ②個人情報の保護に関する規程等が整備されていること。
- ③団体責任者を設置し、その団体責任者から当該団体内すべての団体申込者に下記の「団体申込を行う方への注意事項」を周知できること。
- ④団体責任者にインターネットを利用できる環境があること。

※団体責任者とは当該事務に係る範囲の責任者とします。

※受講料の払込みは、協会が指定する銀行口座への振込みとなります。

※現在主任者登録されている方には、登録有効期限の約18ヵ月前～12ヵ月前に「有効期間に関するご案内」(※講習受講要領ではありません)を送付いたします。

2 P 「有効期間に関するご案内の送付について」参照

(2) 団体申込のメリット

- ・受講料の払込みを一括で行うことができます。
- ・団体責任者が申込手続きを行う画面上で、受講申込者の更新申請可能日数を確認することができます。
- ・団体責任者は、当該団体から「団体扱い」で申込された者の受講申込から講習受講までの進捗状況をインターネット上で確認することができます。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

(3) 団体責任者の役割

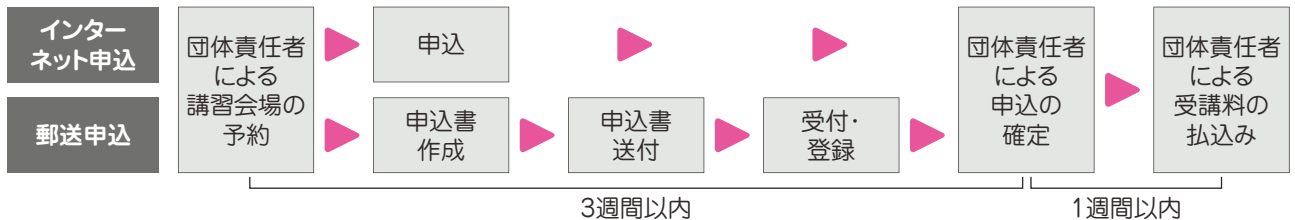
- ①団体としての受講申込方法等を決定し、団体内の受講希望者に周知すること。
- ②事前にインターネット上で団体および団体責任者の情報登録を行い、情報登録後もその管理を行うこと。
- ③事前に団体内の受講希望者および受講希望日等の情報を収集し、講習会場の予約を行うこと。
- ④団体内の団体申込希望者へ以下の事項を周知すること。

団体申込を行う方への注意事項	団体内で任意に設定する申込期間	申込方法(インターネット・郵送)
団体申込コード	予約した講習会場(地区・開催日)とその会場予約コード	
アクセスコード(郵送申込は不要)	任意番号(必要な場合のみ)	

- ⑤所定の期間内に申込確定の処理を行い、確定した受講申込者の受講料を所定の方法により一括して期限内に払込むこと。

団体責任者が行うこと	内容	参照ページ
申込の確定	会場予約日翌日から3週間以内	18ページ
受講料の払込み	申込確定日翌日から1週間以内	20ページ

所定の期間を経過すると、講習会場の予約および受講希望者からの受講申込は取消されます。



団体内の受講申込希望者が郵送申込を行う場合は、受講申込書類を協会に送付する日数についても考慮し、団体での申込期限(インターネット申込より早めの申込期限)を設定し、受講希望者に周知徹底してください。

【団体申込の注意点】

- (i)「団体申込を行う方への注意事項」に同意した受講希望者のみを団体申込の対象としてください。
- (ii)一旦、「団体申込」された申込を途中から「個人申込」に変更することはできません。またその逆もできません。
- (iii)現在主任者登録を受けている者で登録更新を受けようとする者が受講申込をする場合は、当該者の主任者登録の有効期限等を確認のうえ、当該受講希望者の受講日等の決定・管理・指示等を行う必要があります。受講日によっては登録更新を受けられないことがありますので十分にご確認ください。
- (iv)申込に係る期間は個人申込の期間とは異なりますのでご注意ください。

1 P 「登録講習受講日の決定」参照

(4) 団体申込における各受講希望者の申込方法について

団体申込には、受講希望者が受講者情報および受講会場を登録(申込)する方法としてインターネット申込と郵送申込の2パターンがあります。同一の団体申込において、受講希望者が個別にインターネット申込または郵送申込のどちらかの申込方法を選択できます。(団体責任者が、必ずどちらか一つの申込方法を選択する必要はありません。)

※受講申込には、資格試験の合格証書番号が必要です。

インターネット申込	受講申込者各人がインターネットを利用し申込み方法で、受講申込書類の作成および郵送の必要がありません。 受講申込者各人が主任者登録を更新しようとする場合の更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。
郵送申込	受講申込者各人が受講申込書を作成し、受講申込受付窓口へ送付し申込み方法。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

(5) 団体申込の操作手引きについて

団体責任者がインターネット上で行う各種操作については、協会ホームページの「貸金業務取扱主任者の登録講習」内の「団体申込」に掲載していますのでご確認ください。

(6) 団体申込を行う個人の方(受講申込者)へ

- ①所属団体(会社)のある方は、申込方法について団体(団体責任者)にご確認ください。
- ②この受講要領を最後までよくお読みいただき、記載内容に同意のうえで申込を行ってください。
- ③下記【団体申込を行う方への注意事項】に同意のうえ、申込を行ってください。
同意しない方は、各自で個人申込を行ってください。

【団体申込を行う方への注意事項】

- ・各受講申込者の申込から受講結果(修了・未修了・欠席)までの状況を団体責任者が確認しますので以下の内容に同意のうえ、申込を行ってください。

受講申込書記載の同意文言

私は、貸金業務取扱主任者講習の受講申込(以下「本申込」といいます。)を所属する団体経由で日本貸金業協会に対して行うにつき、日本貸金業協会が、私の貸金業務取扱主任者講習の結果に関する情報を所属団体に対し提供することに同意します。なお、本申込に関し生じた紛議については、所属団体と私の間で解決するものとします。

- ・申込は団体責任者により受講料が払込まれた時点で正式に受理されます。
- ・受講会場の予約は団体責任者が一括して行いますので、各申込者から個別に予約を受付けることはできません。(※受講会場の予約有効期間は予約した翌日から3週間です。この期間内に団体責任者は申込の確定を行う必要があります。)
- ・団体内における申込期限は、予約有効期間を考慮し、団体責任者が設定します。申込期限のほか、申込方法、受講会場選択方法等、すべて団体責任者の指示に従って申込を行ってください。
※「講習開催日一覧」の団体申込予約受付期限は、団体責任者が受講会場の一括予約ができる期限であり、受講申込者の申込期限ではありません。
- ・受講申込(受講会場予約および受講料払込み以外の申込手続き)は、必ず受講申込者自身が行ってください。
- ・予約有効期間経過および郵送申込において書類不備等による、申込不能の責任は協会では一切負えませんので、十分にご注意ください。
- ・一旦、「団体申込」された申込を途中から「個人申込」に変更することはできません。またその逆もできません。

(7) 団体申込フロー①

団体情報の登録

受講申込者

団体責任者

日本貸金業協会



1

HP上から
団体情報の登録



2

団体情報の登録



3

団体情報の登録
完了メールの送信

- ・ 団体申込コード
- ・ 団体責任者PW

4

団体情報の登録
完了メールの受取り

- ・ 団体申込コード
- ・ 団体責任者PW



予約数の確定



予約数の確定

- ・ 団体内の受講希望者の確認
- ・ 予約する受講日・受講会場の決定

講習会場の一括予約

受講料の払込みが確認できた時点で、新たな講習会場の予約手続きを行うことができます。

1

講習会場の
一括予約



2

予約の受理



3

団体申込キーの
送信

- ・ アクセスコード
- ・ 会場予約コード

4

団体申込キーの
受取り

- ・ アクセスコード
- ・ 会場予約コード





【団体情報の登録】

団体責任者は、協会ホームページ、登録講習内の「団体責任者メニュー」から団体責任者サイトに入り、団体および団体責任者の情報を登録してください。団体責任者は2名まで登録することができます。

登録完了後、登録されたメールアドレス宛に「団体コード」と「団体責任者パスワード」を通知します。

※団体責任者を2名登録された場合、「団体コード」は同一ですが、「団体責任者パスワード」はそれぞれ異なります。

※当該団体登録は、資格試験および主任者登録申請の団体登録とは異なります。

日本貸金業協会

※登録した団体情報は次年度以降の登録講習においても利用できます。

19 P 「団体登録の管理」参照

・ **団体申込コード**：団体を判別するコードで、団体内の受講申込者に通知し、受講申込する際に使用します。団体責任者が使用するインターネット上の画面(以下、管理画面といいます。)にログインする際にも使用します。

※このコードは、団体登録を解除しなければ不変です。

・ **団体責任者パスワード**：団体責任者が使用する管理画面にログインする際のパスワードです。

団体責任者以外の方に通知しないでください。

※hotmail、yahoo メール等のフリーメールアドレスのご利用はフリーメール運営者による受信メール制限等により、メールが未着になることがありますので、フリーメール以外のメールアドレスをご利用ください。



【予約数の確定】

団体内の受講希望者を確認し、受講する講習を決定し、次で予約する講習会場の予約数を決定してください。

現在主任者登録を受けている方で登録更新を受けようとする者が受講申込をする場合は、当該者の主任者登録の有効期限等を確認のうえ、当該受講希望者の受講日等の決定を行う必要があります。受講日によっては登録更新を受けられないことがありますので十分にご確認ください。

☞ 受講日の決定について

現在主任者を受けている方・・・ 1 P 「登録講習受講日の決定」参照

初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方・・・ 3 P 「登録講習受講日の決定」参照

	受講する講習の決定方法について	受講希望者の講習会場の選択方法について
ご参考	団体内の主任者の有効期限および地域を考慮し、団体責任者が受講する講習を決定し、受講希望者に指示する方法	団体責任者が受講希望者各人に受講する講習会場を指定 受講希望者各人が団体責任者が予約した講習会場から選択
	団体内の受講希望者に対し希望する講習を確認し、団体内での受講する講習を決定する方法	希望した講習会場を選択

団体責任者は、団体内での方法を決定し、受講希望者に指示してください。



【講習会場の一括予約】

団体責任者は、団体責任者サイトの「講習会場一括予約」から、必要な数の講習会場の予約をしてください。

一括予約では、複数の会場を一括して予約することができます。1度に予約できる人数は、1会場につき10名、合計50名としています。それ以上に予約数が必要な場合は、問合せ窓口までお問合せください。

予約手続完了後、団体申込に必要な「アクセスコード」と「会場予約コード」を通知いたします。

※各講習で予約受付期間が異なりますので「講習開催日一覧」をご確認ください。

※申込が必要な方が予約できなくなりますので、必要数以上の予約はご遠慮ください。状況により、協会から予約数の減少をお願いすることがあります。

※すでに予約されたものがあるとき、および未受理の受講申込があるときは、新しい予約をすることができません。

※予約手続完了後の予約の変更は、団体責任者サイトからはできません。問合せ窓口までお問合せください。

・ **アクセスコード**：団体内の受講申込者に通知し、団体内の受講希望者が、インターネット申込をする画面にログインする際に使用します。予約ごとに変更になります。 ※郵送申込では不要です。

・ **会場予約コード**：予約する会場ごとに設定されるコードで、団体内の受講希望者に通知し、受講申込する際に使用します。同じ会場であっても、予約ごとに変更になります。

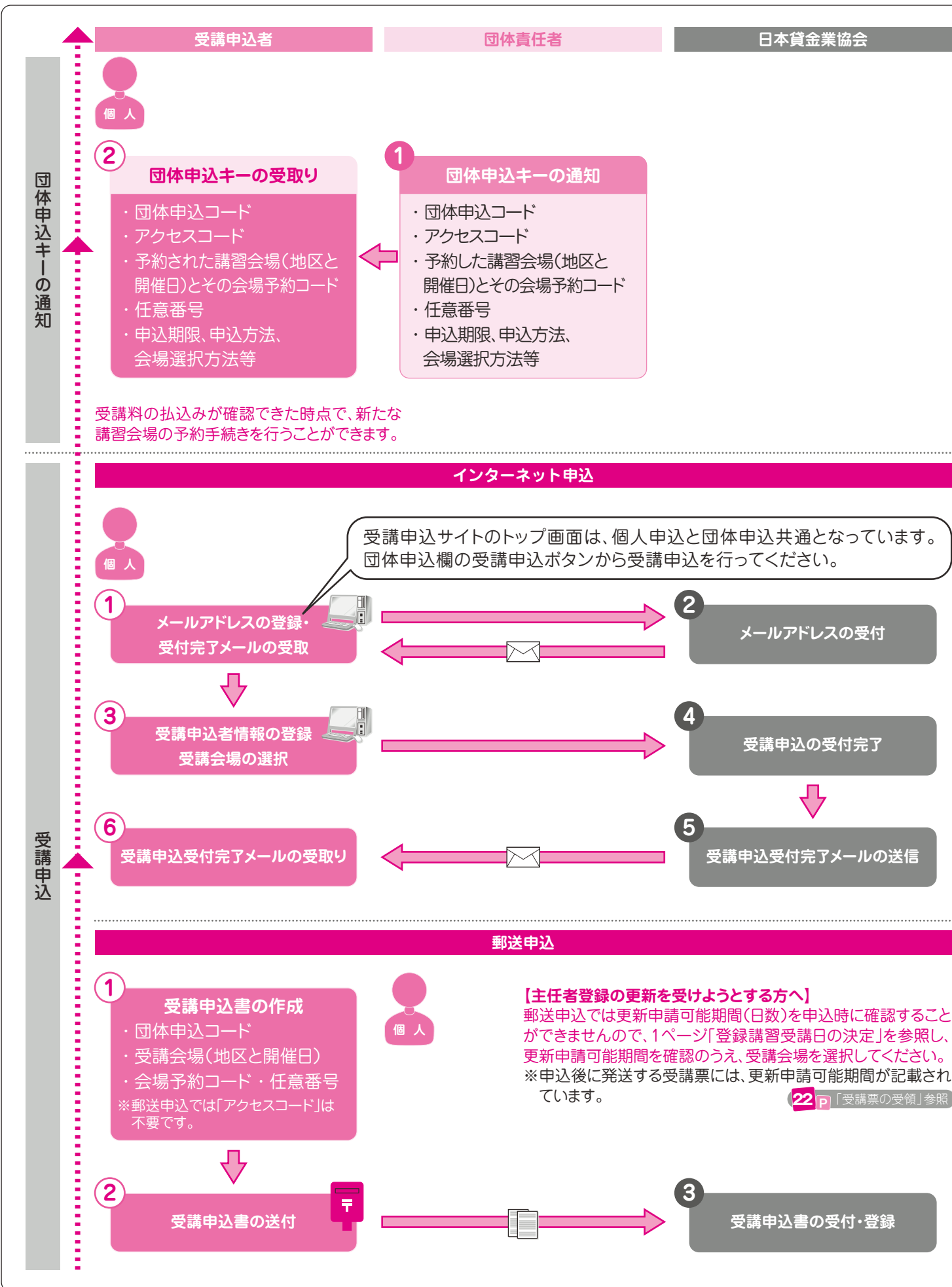
【予約の有効期限(申込確定期限)】

予約は、予約受付日の翌日から3週間有効です。この期間中に、団体内の受講希望者各人が申込手続きを行い、団体責任者は申込の確定を行ってください。期限までに申込の確定が行われない場合は、その期間の経過により講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込は取消されます。取消後、再度団体申込を行う場合は、新たな講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込が必要になります。

団体責任者は余裕をもった団体内での申込期限を設定し、団体内の受講希望者に指示してください。 18 P 「申込の確定」参照

※団体内の受講申込希望者が郵送申込を行う場合は、受講申込書類を協会に送付する日数についても考慮し、団体内での申込期限(インターネット申込より早めの申込期限)を設定する必要があります。

11 P 「団体責任者の役割」参照





【団体申込キーの通知と受取り】

団体責任者は以下の事項を団体申込希望者へ通知してください。

団体申込を行う方への注意事項	団体申込コード	アクセスコード(郵送申込では不要)
予約した講習会場(地区と開催日)とその会場予約コード	任意番号(必要な場合のみ)	
団体で設定される申込期限、申込方法、講習会場の選択方法等の指示事項		

※任意番号について

1~10桁の英数字を設定することができます。各団体で必要に応じてご活用ください。
任意番号を使用する場合は、団体内の申込者各人に「団体申込コード」等とあわせて通知してください。
任意番号は、団体責任者がインターネット上で進捗管理を行う画面に表示されます。

■受講申込期限について

団体責任者が取得した予約の有効期限は、予約受付日の翌日から3週間です。この期間中に団体責任者は申込の確定を行う必要がありますので、**受講希望者は、団体責任者から指示された申込に期限までに申込手続きを行ってください。**

■受講会場の決定について

団体責任者の指示に従い、受講会場等を決定・選択してください。

主任者登録更新を受けようとする方は、受講会場決定に際し、更新申請可能期間を必ずご確認ください。

登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

希望する講習がない、更新申請可能日数が少ない等、受講会場について不都合がある場合は、団体責任者にご連絡ください。

14 P 「予約の有効期限」参照

☞受講日の決定について

現在主任者登録を受けている方・・・ **1 P** 「登録講習受講日の決定」参照

初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方・・・ **3 P** 「登録講習受講日の決定」参照

2 P 「更新申請可能期間とは」参照



【インターネット申込】

受講希望者各人は、団体責任者から受取った団体申込キーを準備し、協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録 > 登録講習から申込みます。

申込には申込希望者自身のメールアドレスが必要になります。

※hotmail、yahooメール等のフリーメールアドレスのご利用はフリーメール運営者による受信メール制限等により、メールが未着になることがありますので、フリーメール以外のメールアドレスをご利用ください。

【受講申込時の注意点】

- ・ 団体責任者から指示されたインターネット申込期限までに申込手続きを完了してください。
- ・ 団体責任者が予約をしていない講習および予約数に達した講習には申込できません。受講会場について不都合がある場合は、団体責任者にご相談ください。

現在主任者登録を受けている方で登録更新が可能となる講習には、下記①②のとおり、更新申請可能期間が表示されます。主任者登録の更新を受けようとする方は、必ずご確認ください。

①講習会場選択画面に **更新申請可能日数(団体申請・個人申請別)** が表示されています。

受講地	講習開催日/会場名	団体責任者予約日	更新申請可能日数(団体/個人)	主任者予約数	予約残数	表示
東京	平成〇年10月25日 〇〇〇〇会場	平成〇年10月1日	109日/120日	05	85	詳細
東京	平成〇年11月25日 〇〇〇〇会場	平成〇年10月1日	経過/25日	50	10	詳細
東京	平成〇年12月25日 〇〇〇〇会場	平成〇年10月1日	前/前	00	0	詳細

※「前」は「更新期間前」、「経過」は「更新期間経過」を意味し、更新可能期間がない(更新期間外)ことを表します。
※「***/**」の表示は、現在主任者登録されていない方(更新申請対象外)であることを表します。

②申込者情報の最終確認画面に **更新申請可能期間(団体申請・個人申請別)** が表示されています。

受講申込者情報	
氏名	日本 太郎
フリガナ	ニホン タロウ

【必ずご確認ください】
当該講習を終了した場合、主任者登録更新の申請可能期間は下記の通りです。

- ・ 団体申請される場合
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成△△年△△月△△日まで
- ・ 個人申請される場合
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

主任者登録の申請が「更新」扱いでない場合は、講習受講日から6ヵ月以内であれば主任者登録の申請を行うことが可能です。



日本貸金業協会

【郵送申込】

①受講申込書の作成

受講申込書に必要事項を記入・捺印します。
※郵送申込では「アクセスコード」は不要です。

②受講申込書の送付

団体責任者から指示された郵送申込期限までに簡易書留で郵送を完了してください。

※申込受付窓口への郵送は、受講希望者各人が個別に行っても、団体(もしくは営業所等)で取りまとめ構いません。なお、複数の受講申込書類を同封する場合は、必ず「団体申込●●名分在中」と朱書きで明記してください。協会は、受講申込書等に不備事項がないことを確認し、申込を受付します。不備事項等があり、申込を受付できない場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。

※団体責任者が予約をしていない講習および予約数に達した講習には申込できません。この場合、協会から団体責任者(状況により受講申込者)に当該事項の連絡を行い、調整を行います。ご希望の講習を申込できない場合がありますので予めご了承ください。

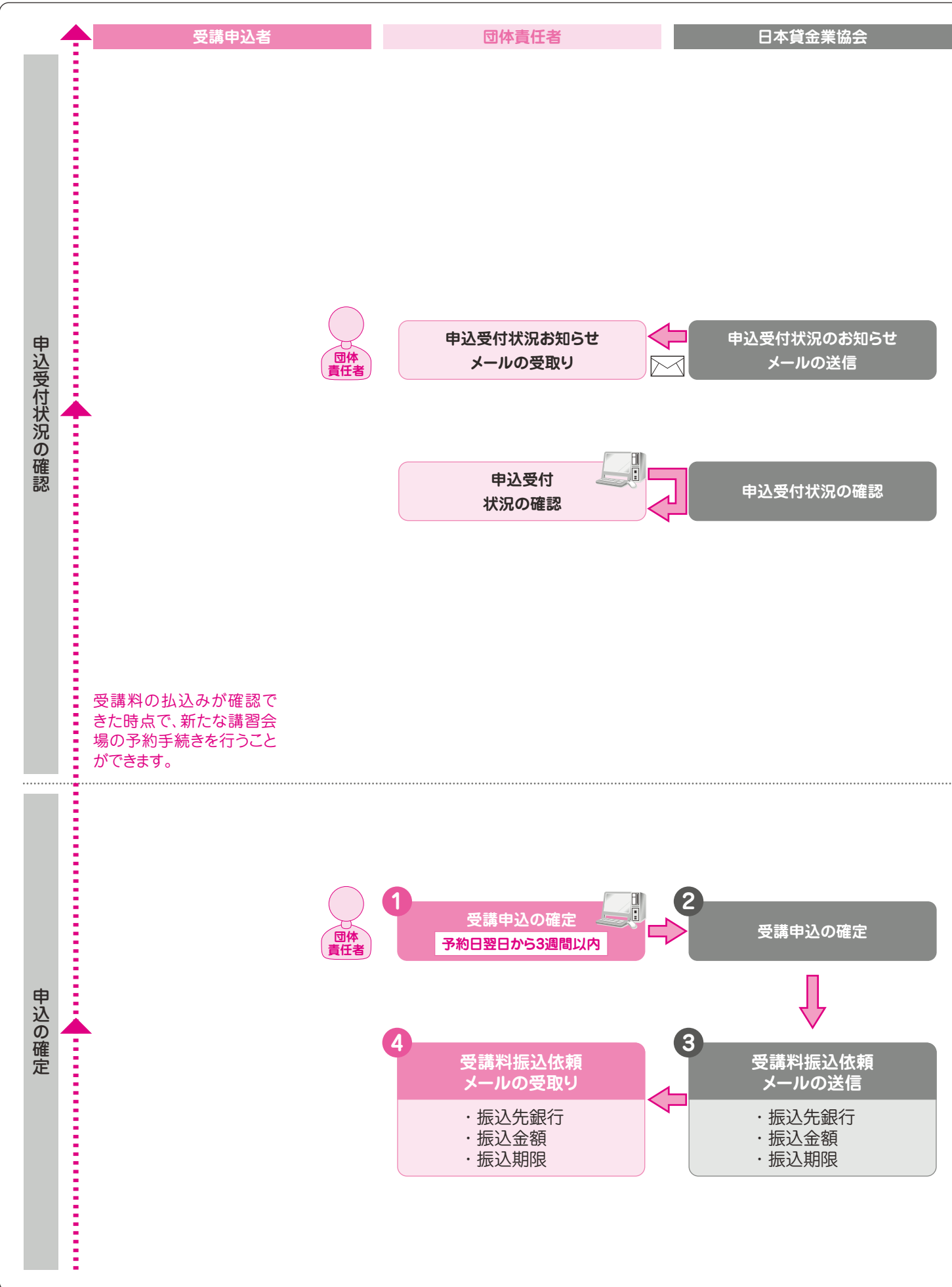
【郵送先】

〒103-0027
東京都中央区日本橋1-20-5
日本貸金業協会
主任者講習事務センター

《ご注意》

- ・ 受講申込書は日本貸金業協会本部または支部にご持参いただいた場合も受取いたしません。必ず郵便局の窓口で手続きしてください。
- ・ 申込書未着については、当協会では一切責任を負えませんので、申込者本人が後日直接郵便局に事実確認できるように、必ず簡易書留郵便で送付してください。







【申込受付状況お知らせメール】

申込受付等、下記①から⑤に該当する人数に変動があった場合に、団体責任者宛に「申込受付状況・受講状況お知らせメール」を送信いたします。

- ①受講申込受付(確定処理可能状態)
- ②受講料決済中(確定処理実施)
- ③申込受理(受講料払込済)
- ④受講票発送
- ⑤欠席・講習修了済(講習受講日後)

※当該メールはすべての予約会場を一つに集計したものを送信いたします。各会場ごとの状況を確認する場合は、下記の「申込受付状況の確認」を行ってください。

【申込受付状況の確認】

申込受付状況を下記の画面でリアルタイムに確認することができます。

団体責任者画面のメニュー名	確認できる内容	確認できる期間
講習会場別申込状況確認	・講習会場別の予約数と受講申込者数 ・受講申込者の氏名・主任者登録の更新申請可能日数等	申込受付～確定処理

更新申請可能日数について

現在主任者登録を受けている方で登録更新が可能となる受講申込者には、講習会場別申込状況確認内の「受講申込者一覧」画面に下図のとおり、更新申請可能日数(団体申請・個人申請別)が表示されます。

主任者登録更新を受けようとする受講者については、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

氏名/フリガナ	任意番号	更新申請可能日数(団体/個人)	受講地/受講申込状況	表示
日本 太郎 (資金 太郎)	1000000000	前/前	東京(平成〇年10月25日開催)	確認
ニホン タロウ (カシキン タロウ)			申込受付完了・確定処理可能	
日本 三郎	1000000000	経過/30日	東京(平成〇年10月25日開催)	確認
ニホン サブロウ			申込受付完了・確定処理可能	
日本 四郎	1000000000	29日/60日	東京(平成〇年10月25日開催)	確認
ニホン シロウ			申込受付完了・確定処理可能	
日本 五郎	1000000000	109日/120日	大阪(平成〇年11月25日開催)	確認
ニホン コロウ			申込受付完了・確定処理可能	

1 P 「登録講習受講日の決定」参照

2 P 「更新申請可能日数とは」参照

※「前」は「更新期間前」、「経過」は「更新期間経過」を意味し、更新可能期間がない(更新期間外)ことを表します。

※「*** / ***」の表示は、現在主任者登録されていない方(更新申請対象外)であることを表します。

【申込受付の取消し・受付内容の変更】

申込受付の取消しは、「講習会場別申込状況確認」メニューから行うことができます。

受講会場の変更は、インターネット申込の方は、一旦受講申込をキャンセル後、新たに受講申込を行ってください。郵送申込の方は、資格試験合格証書番号をご準備のうえ、問合せ窓口にご連絡ください。

※申込受理後の受講会場の変更は、講習会場変更の条件内で行うことができます。

※申込の確定後は、申込受付の取消しはできません。

21 P 「各種変更について」参照



【申込の確定】

「講習会場別申込状況確認」メニューで、申込受付状況(上記参照)を確認し、受講申込予定者がすべて申込まれていることを確認後、申込の確定処理を行ってください。

申込の確定処理は、予約日翌日から3週間経過日に設定されている申込確定期限(予約有効期限)までに行ってください。

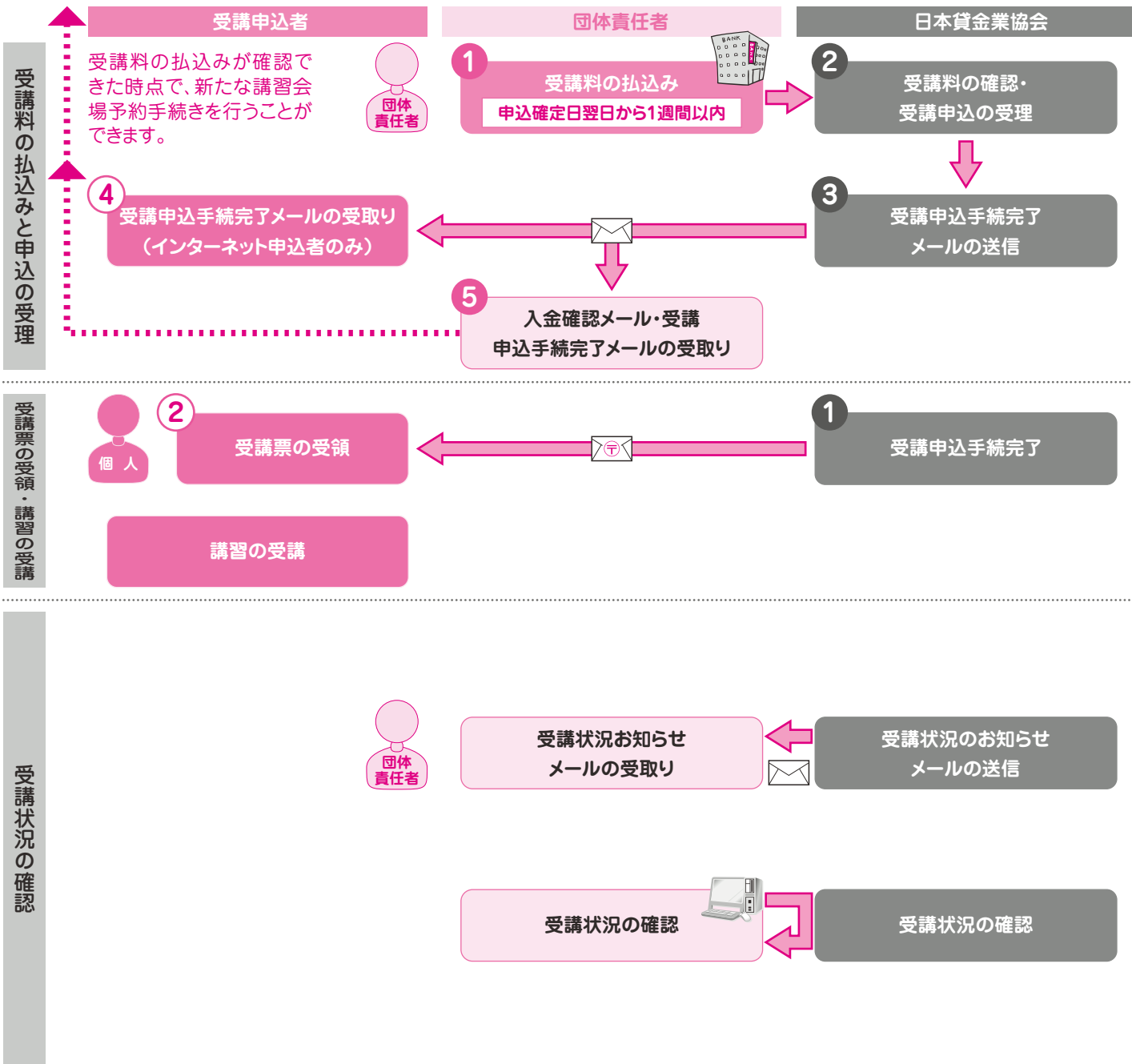
(申込の確定処理時の注意事項)

- 書類不備等対応中の受講申込者がいる場合は、確定処理ができません。不備解消後に確定処理を行ってください。
- 申込の確定処理と同時に、当該確定で使用されなかった予約枠は、解放されます。
- 期限までに確定処理がない場合は、その期間の経過により講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込は取消されます。取消後、再度団体申込を行う場合は、新たに講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込が必要になります。
- 申込の確定後は、確定内容の変更および取消しはできません。

■請求書について

申込確定後、団体責任者メニューからPDF形式ファイルの請求書をダウンロードすることができます。必要な方はご活用ください。請求書は、受講料の払込み確認日から10日後までダウンロードすることができます。

団体責任者が行うこと	申込の確定	予約日翌日から3週間以内
------------	-------	--------------



【団体登録の管理】

団体登録に有効期間の定めはありませんが、3ヵ月ごとにパスワードの再設定を行う必要があります。

団体責任者メニューログイン時の指示に従いパスワードの再設定を行ってください。

団体登録の登録内容(団体および団体責任者の情報)が変更になった場合は、団体責任者メニューの登録内容変更から変更の手続きを行ってください。

【団体登録の解除】

団体登録を解除したい場合は、団体責任者メニューの団体登録解除から手続きを行ってください。

再度団体申込を行う際は、新たに団体登録をする必要があります。

※団体登録解除後は、解除した団体コードで団体責任者サイトにログインできなくなるため、受講者の受講状況等の確認はできませんのでご注意ください。

※受理前の受講申込がある場合は、団体登録を解除できません。

【主任者登録講習に係るお知らせ】

登録講習に係るお知らせは、協会のホームページで公表いたします。

協会では、新着情報を掲載した時にその旨をメールでお知らせするサービスを行っていますので、ぜひご利用ください。

※メールアドレスの登録が必要になります。協会ホームページトップ画面の新着情報配信登録から手続きを行ってください。

※当該システムでは、登録講習以外の協会全般の新着情報についてのお知らせが届きます。



【受講料の払込みと申込の受理】

受講申込者一人につき15,940円(税込)です。

指定の銀行口座に指定の期日(申込の確定日翌日から1週間以内)までに受講料を振込んでください。

期限までに払込みがない場合、その期間の経過により、講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込は取消されます。取消後、再度団体申込を行う場合は、新たに講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込が必要になります。振込の際の振込手数料は団体様負担となります。

受講料の払込みを確認後(振込日から1~2営業日後)、入金確認メール(受講申込手続完了メール)を送信いたします。

受講申込者(インターネット申込者)にも受講申込手続完了メールを送信いたします。

この時点で、申込が正式に受理されます。

※受講料の振込は銀行振込でお願いしており、領収書の発行はいたしておりませんので、お振込の際に振込銀行から発行された振込金受取証等をもってお取扱いください。

団体責任者が行うこと **受講料の払込み** 申込確定日翌日から1週間以内

受講料の払込みが確認できた時点で、新たな講習会場予約手続きを行うことができます。



【受講票の受領】

受講票の発送予定日(「講習開催日一覧」参照)に受講申込されたときの住所宛に発送(普通郵便)いたします。

22ページをご確認ください。

【講習の受講】

24ページをご確認ください。



【受講状況お知らせメール】

申込受付等、下記①から⑤(以下、受講状況という)に該当する人数に変動があった場合に、団体責任者宛に「申込受付状況・受講状況お知らせメール」を送信いたします。

①受講申込受付(確定処理可能状態)

②受講料決済中(確定処理実施)

③申込受理(受講料払込済)

④受講票発送

⑤欠席・講習修了済(講習受講日後)

※当該メールはすべての予約会場を一つに集計したものを送信いたします。各会場ごとの状況を確認する場合は、下記の「申込受付状況の確認」を行ってください。

※当該メールは、前述の「申込受付状況お知らせメール」と同一のものとなっています。 **18 P** 「申込受付状況お知らせメール」参照

【受講状況の確認】

受講状況を下記の画面でリアルタイムに確認することができます。

団体責任者画面のメニュー名	確認できる内容	
講習会場別団体受講状況表	・ 受講会場別の受講申込受付状況(受講申込者数の集計表) ・ 受講会場別の受講状況(修了者数・欠席者数等の集計表)	申込受付～講習実施後2ヵ月
受講申込者情報検索	・ 受講申込者の氏名・主任者登録の更新申請可能日数等	申込受付～講習実施後2ヵ月

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

【受講申込の取消しについて】

申込の受理後は、受講申込の取消しはできません。

5 P 「受講料」参照

以下の場合、申込は受理されず、講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込は取消されます。

- ・ 講習会場の予約有効期間内に団体責任者により申込の確定が行われない場合
- ・ 申込の確定後、指定の期日までに団体責任者により受講料の払込みがなされない場合

取消後、再度団体申込を行う場合は、新たに講習会場の予約および各受講希望者からの受講申込が必要になります。

※申込書類等の返還が必要なときは、返送にかかる費用はご負担ください。

4 各種変更について

以下の変更がある場合は、受講申込者本人が変更手続期限(「講習開催日一覧」参照)までに変更手続を行ってください。

※団体申込の場合であっても、団体責任者からの変更手続は一切受付できません。

※下記①②④の変更手続を電話でされる方は、資格試験合格証書番号をご準備のうえ、問合せ窓口にご連絡ください。

※変更手続期限経過後やむを得ない事情により、変更が必要となった場合は、講習開催日前日までに問合せ窓口にご相談ください。

変更手続受付期限については、「講習開催日一覧」参照

1 受講会場の変更

受講申込受理後の受講会場の変更は、原則、以下のすべてを満たす場合に限り可能です。なお、変更は1回に限ります。

- ・受講申込をした講習会場の変更手続の受付期間内である。
- ・変更を希望する講習会場の変更手続の受付期間内であり、定員に達していない。

※申込受付期間経過後の講習会場の定員は変更になることがあります。

変更の手続は、協会ホームページの「インターネット変更手続」、もしくは「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で行ってください。

団体申込で受講申込をし、受講会場を変更した時は、会場変更をした旨の通知メールが団体責任者に送付されます。

☞ インターネット変更手続

協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・登録・講習 > 登録講習 から手続を行ってください。

※申込受理前に受講会場を変更したい場合、インターネット申込の方は、一旦受講申込を取消し、再度受講申込を行ってください。郵送申込の方は、資格試験合格証書番号をご準備のうえ、問合せ窓口にご連絡ください。

2 住所の変更

受講申込受理後に申込住所を変更する方は、協会ホームページの「インターネット変更手続」、もしくは「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

☞ インターネット変更手続

協会ホームページTop > 貸金業務取扱主任者 試験・登録・講習 > 登録講習 から手続を行ってください。

※申込受理前に住所を変更したい場合は、当該受講申込を取消し(下記参照)、再度受講申込を行ってください。

3 氏名の変更

受講申込者の現在の状況により、以下のとおり手続を行ってください。

①現在主任者登録を受けている方

主任者登録簿に登録されている氏名の変更が必要なため、変更前・変更後の氏名、変更年月日が全て記載された戸籍抄本を取得(各市区町村の証明書交付窓口でご確認ください)のうえ、**主任者登録変更の申請(郵送のみ)を行ってください**。詳しくは「主任者登録の手引き」をご確認ください。

この手続を行うことにより、主任者登録簿および登録講習受講の氏名が変更されます。

※変更手続期間経過後に受理した当該変更は、登録講習受講に反映されません。予めご了承ください。

②現在主任者登録を受けていない方(初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方)

登録講習の受講に際し、変更前・変更後の氏名、変更年月日が全て記載された戸籍抄本の提出が必要となります。(各市区町村の証明書交付窓口でご確認ください)必ず「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)にご連絡のうえご対応ください。

4 受講申込の取消し

申込の受理後(団体申込では団体責任者による申込確定処理後)は、受講申込の取消しはできません。 **5 P** 「受講料」参照

申込の受理前(団体申込では団体責任者による申込確定処理前)に受講申込を取消しするときは、協会ホームページの「インターネット変更手続」、もしくは「登録講習に関するお問合せ窓口」(03-6450-3023)に電話で手続を行ってください。

☞ 団体申込では、申込確定処理前に団体責任者が各受講申込者の申込を取消しすることができます。

18 P 「申込受付の取消し」参照

5 受講票の受領

1 受講票の発送予定日

登録講習の受講票は、発送予定日(「講習開催日一覧」参照)に受講申込時の住所宛に発送(普通郵便)いたします。講習日の7日前までに受講票が到着しない場合は、『登録講習に関するお問合せ窓口』(03-6450-3023)までご連絡ください。

※申込後に転居された場合は、受講票が届くよう、必ず郵便局へ転居届を提出してください。

変更受付期間内に住所変更の手続きを行った場合は、受講票は変更後の住所に発送されます。

2 受講票の受領

受講票は、到着次第、必ず内容をご確認ください。

記載内容に誤りがある場合は、『登録講習に関するお問合せ窓口』(03-6450-3023)までご連絡ください。

受講票(受講票①、受講票②兼写真真票、修了証明書受領書の全て)は、受講当日必ず受講会場に持参が必要ですので、切り離さず受講当日まで保管してください。

<受講票サンプル>

<p>〒108-0074 東京都港区西船場 1-1-1 西船アパート101号</p> <p>日本 大塚 様</p> <p>【必ずご確認ください】 当講習を修了された場合、主任者登録更新の申請可能期間は下記の通りです。 ・団体申請される場合 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで ・個人申請される場合 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで 主任者登録の申請(更新)していない場合は、講習受講日が96ヶ月以内であれば主任者登録の申請を行うことが可能です。 主任者登録の「更新」については、『講習受講要領』または『主任者登録の手引き(協会ホームページの主任者登録参照)』をご確認ください。</p>	<p>受講票①</p> <table border="1"> <tr><td>フリガナ</td><td>ニホン タロウ</td></tr> <tr><td>氏名</td><td>日本 大塚</td></tr> <tr><td>受講番号</td><td>091301-001</td></tr> <tr><td>講習開催日</td><td>平成〇年12月15日</td></tr> <tr><td>講習会場</td><td>日本貸金業協会 会堂</td></tr> <tr><td>備考</td><td>講習会場の住所 東京都港区西船場1-1-1 二葉ビル2F</td></tr> </table> <p>※ 講習会場には公共の交通機関を利用してご来場ください。 ※ 講習会場に駐車場はありません。</p>	フリガナ	ニホン タロウ	氏名	日本 大塚	受講番号	091301-001	講習開催日	平成〇年12月15日	講習会場	日本貸金業協会 会堂	備考	講習会場の住所 東京都港区西船場1-1-1 二葉ビル2F
	フリガナ	ニホン タロウ											
	氏名	日本 大塚											
受講番号	091301-001												
講習開催日	平成〇年12月15日												
講習会場	日本貸金業協会 会堂												
備考	講習会場の住所 東京都港区西船場1-1-1 二葉ビル2F												
<table border="1"> <tr><td>領収書</td><td>日本 大塚 (自中 大塚) 様 平成〇年12月15日開催の貸金業取引主任者講習の受講料として 金〇〇〇〇〇〇円を徴収いたしました。 東京都区西船場3-1-915 登録講習課 日本貸金業協会 協会印</td></tr> </table>	領収書	日本 大塚 (自中 大塚) 様 平成〇年12月15日開催の貸金業取引主任者講習の受講料として 金〇〇〇〇〇〇円を徴収いたしました。 東京都区西船場3-1-915 登録講習課 日本貸金業協会 協会印											
領収書	日本 大塚 (自中 大塚) 様 平成〇年12月15日開催の貸金業取引主任者講習の受講料として 金〇〇〇〇〇〇円を徴収いたしました。 東京都区西船場3-1-915 登録講習課 日本貸金業協会 協会印												
<p>※本人確認に必要なもの※</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領収書を貼付した「受講票の兼写真真票」のうち、「いずれか1点」 2 講習票における本人確認書類の高本 (次の①～⑤) <p>①運転免許証 ②パスポート ③個人番号カード(マイナンバーカード) ④在留カード、特別永住者証明書 ⑤その他官公署が発行した顔写真付きの証明書</p> <p>※ いずれも、日本国内で発行された有効期限内のもので、申請時に記載された氏名と同じ氏名が記載されたものに限り、申請可能とさせていただきます。</p> <p>※ 貸金業者が発行する身分証明書は本人確認書類とは認められませんのでご注意ください。</p> <p>※ 講習当日に登録講習における本人確認書類をお持ちでない方、また、登録講習における本人確認書類で本人確認ができない方は受講できませんので予めご了承ください。</p>													

<p>講習会場に関する情報</p> <p>周辺に商業あり、コンビニあり</p>	<p>受講票②兼写真真票</p> <table border="1"> <tr><td>氏名</td><td>日本 大塚</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>昭和50年12月25日</td></tr> <tr><td>受講番号</td><td>091301-001</td></tr> <tr><td>講習会場</td><td>日本貸金業協会 会堂</td></tr> </table> <p>写真貼付欄</p> <p>※受講票の兼写真真票は講習会場で回収します。 → 写真貼付欄に、指定の写真が貼付されていない場合は、受領できません。 写真写真は、不鮮明なもの、コピー紙を使用したものは不可です。必ず「写真専用紙」を使用し、貼付ください。</p> <p>領収年月日 年 月 日</p> <p>協会使用欄</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>確認</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	氏名	日本 大塚	生年月日	昭和50年12月25日	受講番号	091301-001	講習会場	日本貸金業協会 会堂	1	2	3	4	5	確認				
氏名	日本 大塚																		
生年月日	昭和50年12月25日																		
受講番号	091301-001																		
講習会場	日本貸金業協会 会堂																		
1	2	3	4	5															
確認																			

構成	記載内容
受講票①	氏名、受講番号、講習開催日、講習会場名等
	受講料の領収書
受講票②兼写真真票	本人確認に必要なもの、会場周辺地図、講習会場に関する情報
	氏名、生年月日、受講番号、講習会場名、写真貼付欄、その他
修了証明書受領書	氏名、受講番号等 ※受講後、講習会場で修了証明書交付時に提出いただけます。

現在主任者登録を受けている方で登録更新が可能となる受講申込者には、更新申請可能期間(団体申請・個人申請別)が記載されていますので必ずご確認ください。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

3 受講までの準備

①本人確認書類の準備

受講当日、登録講習における本人確認書類(下表)で、本人確認を実施いたします。
本人確認ができない方は受講できません。

登録講習における本人確認書類

1. 運転免許証(平成24年4月1日以降に発行された「運転経歴証明書」を含む)
2. パスポート
3. 個人番号カード(マイナンバーカード)
※現在写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期間内であれば、個人番号カードを取得するまでは利用可能です。
4. 在留カード、特別永住者証明書(外国人登録証明書を含む)
※下記「本人確認書類として在留カードまたは特別永住者証明書を選択される方へ」をご確認ください。
5. その他官公署が発行した顔写真付きの証明書

※1~5のうちいずれか1点を講習当日にご持参ください。

いずれも、日本国内で発行された有効期限内のもので、受講票に記載された氏名と同じ氏名が記載されたものに限ります。氏名の変更については、21ページ「氏名の変更」をご参照ください。

貸金業者が発行する身分証明書は本人確認書類とは認めませんのでご注意ください。

講習当日に登録講習における本人確認書類をお持ちでない方、また、協会の指定する本人確認書類で本人確認ができない方は受講できませんので予めご了承ください。

※上記以外の顔写真付き証明書を本人確認書類として使用したい方は、「登録講習に関するお問合せ窓口」までご相談ください。

本件について、講習受講前に「受講特別措置(本人確認書類)」を申請いただき、協会から許可を受けた場合は、当該書類を本人確認書類として利用することができます。

「本人確認書類として在留カードまたは特別永住者証明書を選択される方へ」

以下の2項目両方に該当する方は、在留カードまたは特別永住者証明書に加えて通称名の記載がある住民票をご持参ください。(前記書類だけでは本人確認ができないため)

- ・外国籍の方で通称名で受講申込をされた方
- ・資格試験合格後、一度も主任者登録を受けたことがない方

(※一度でも主任者登録をされたことのある方は、住民票の持参は不要です。ただし主任者登録時から本名の変更があった場合は必要となります。)

②受講票への写真の貼付

受講票の所定の場所に6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のタテ3cm×ヨコ2.4cmの受講申込者本人の顔写真(白黒・カラーの別は問わない。光沢紙でないもの、不鮮明なもの、コピー紙への印刷は不可。写真の裏面に氏名、受講番号を記入。)を貼付してください。

受講票②兼写真票					
氏名	日本 太郎				
生年月日	昭和50年12月25日				
受講番号	091301-001				
講習会場	日本貸金業協会 会議室				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>写真貼付欄</p> <p>写真大きさ縦3cm×横2.4cm、脱帽、正面向き無背景、6ヵ月以内に撮影したものを全面のり付けすること。写真の裏面に氏名、受講番号を記入すること。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>※受講票②兼写真票は講習会場で回収します。 ← 写真貼付欄に、規定の顔写真が貼付されていない場合は、受講できません。 顔写真は、不鮮明なもの、コピー紙を使用したものは不可です。必ず「写真専用紙」を使用し、貼付ください。</p> </div> </div>					
撮影年月日 年 月 日					
協会使用欄					
確認	1	2	3	4	5

表面

タテ3cm

ヨコ2.4cm

裏面

氏名

受講番号

6 講習の受講

1 当日ご持参いただくもの

次の①～④を全てご持参のうえ、講習会場にお越しください。

- ①写真を貼付した受講票(受講票①、受講票②兼写真票、修了証明書受領書の全て)
- ②登録講習における本人確認書類の原本(不所持の場合、受講できません。)
- ③筆記用具

※講習で使用する登録講習教材は、講習会場で配布いたします。

2 講習当日の注意事項

- ①講習会場は、午前9時に開場いたします。講義室入室前に受付を済まし、午前9時30分までに所定の座席に着席してください。
- ②講義中の途中退室は禁止します。
- ③講義室内では、携帯電話、スマートフォン等の電源は切るか、マナーモードに切り替えてください。
- ④休憩時間終了ごとに出席確認を行いますので、講義開始時間までに必ずご着席ください。
- ⑤講習会場内では、講習管理者の指示に従って行動してください。指示に従わないとき、または不正な行為等を行った場合は退場を命じることがあります。
- ⑥昼食は用意していませんので、各自手配してください。また、講習会場では指定された場所以外での飲食はできません。
- ⑦講習会場への直接、または電話での問合せおよび下見は固くお断りします。
- ⑧講習会場には必ず公共の交通機関を利用してご来場ください。
※講習会場に駐車場の用意はありません。
- ⑨インフルエンザの発生状況によっては、講習会場においてマスクの持参・着用を義務付ける場合があります。詳細は協会ホームページをご覧ください。

3 自然災害(台風・地震・大雪)や交通機関の運行停止の場合の措置について

大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪等の気象状況および気象庁による気象警報をもとに、協会が危険であると判断した場合は、講習を休講とする措置をとることがあります。(気象警報のみに基づく休講の措置は行いません。)

また、交通機関の運休・遅延によっては、講習開始時刻及びカリキュラムの変更を行うことがあります。

上記の措置で休講とした場合は、別途日程を調整のうえ、代替日を設けて実施します。

措置の内容、代替日程等の詳細については、協会ホームページに掲載しお知らせいたします。

7 修了証明書の交付

① 登録講習の修了の認定

登録講習の修了の認定は、登録講習科目ごとに、知識の確認並びに最新の知識および能力の習得を行った者に対して行います。

〈〈修了の基準〉〉

各講習科目の全講義時間の出席を原則必要とします。

※遅刻・早退・途中退席等により出席しない時間が合計30分以上ある場合には、出席したとはみなしません。

② 修了証明書の交付

修了の認定を受けた受講者には、講習終了後、修了証明書を講習会場で交付いたします。

※希望受講地の変更等がある場合は、修了証明書を当日交付できないことがありますので、予めご了承ください。

〈〈主任者登録の申請〉〉

主任者登録申請には修了証明書の写しを添付する必要があります。

主任者登録の申請は、受講日から6ヵ月以内(登録申請書送付の当日消印有効)に行う必要がありますのでご注意ください。

また主任者登録の更新を受けようとする方は、受講日から6ヵ月以内かつ現主任者登録有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前(登録申請を団体で行う時は3ヵ月前)に行う必要があります。

修了証明書	
氏名	協会 太郎
生年月日	昭和50年10月10日
この者は、貸金業法第24条の40の規定に基づく講習の課程を修了したことを証明します。	
講習の修了年月日	平成〇年8月10日
交付年月日	平成〇年8月10日
修了番号	第T123456789号
(ご注意)	
1. 主任者登録の申請には、主任者登録の申請の前6ヶ月以内に行われた登録講習の修了証明書の写しを添付する必要がありますので、本修了証明書により主任者登録の申請が出来るのは平成〇年2月9日(申請書類郵送時の消印有効)までとなります。	
2. 貴殿が主任者登録の更新を受けようとするときは、平成〇年10月31日から平成〇年2月9日まで(団体申請は1月31日まで)(申請書類郵送時の消印有効)に申請を行ってください。	

修了証明書の下段に登録申請の可能期限(講習受講日から6ヵ月間)が記載されていますので、当該期限を十分ご確認ください。期限を過ぎた場合は、登録申請できません。

登録更新が可能な方には、更新申請の可能期間が記載されています。登録申請をされる方は、当該期間に申請を行ってください。当該期間外の申請は「更新扱い」にはなりません。

※更新申請の可能期間の記載がない場合は、登録更新の申請はできません。

※「団体申請は不可」の場合は、団体申請で更新申請はできません。

2 P 「更新申請可能期間(日数)とは」参照

主任者登録の申請方法については、講習受講当日に主任者登録申請について詳細な説明を記載した「主任者登録の手引き」を配布しますので、そちらをご確認ください。

※「主任者登録の手引き」は、協会ホームページにも掲載しています。

8 お問い合わせ先

登録講習に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-6450-3023
9時30分～12時 13時～17時30分(土日祝日を除く)

9 受講申込書の記入例

必ず自署、捺印してください。

日本貸金業協会会長 殿 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名 日本 太郎

貸金業務取扱主任者講習受講申込書

私は、貸金業法第24条の25第2項に規定される講習を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ ニホン ● タロウ ● フリガナはカタカナでご記入ください。

フリガナ	ニホン ●	タロウ ●			
氏名 (姓)	日本	(名)	太郎		
生年月日	1. 明治 ③ 昭和	2. 大正 4. 平成	50年 4月 1日	性別	① 男 2. 女
郵便番号	176 - 1234				

該当の番号に○印を付けてください。

フリガナ	トウキョウ ●	ネリマク	オオブスマ		
住所	東京 ●	都 道 県	練馬区大倉3-2-1		
	ヴァイラージュシノ 302				

現住所をご記入ください。

マンション名、アパート名等は必ず名称・棟・部屋番号までご記入ください。

電話番号	03-1234-5678	日中連絡先電話番号	09
貸金業務取扱主任者資格試験に合格した年月日	平成	年 月 日	合格証書番号
「受講地」または「講習会場名」	東京	講習開催日	平成 ○ 年 ○ 月 ○

合格証書に記載されている合格年月日および合格証書番号をご記入ください。

1. 生年月日欄の元号及び性別欄は、該当する番号に○を付けてください。

【個人申込をされる方へ】

希望受講地、受講会場の予約日及び予約番号は、事前に受講会場の予約を行い、予約結果をご記入ください。受講会場の予約は、予約した日の翌日から10日間(土日祝日を含む)有効です。受講会場の予約有効期限(当日消印有効)までに受講申込書を簡易書留郵便で送付してください。受講会場の予約有効期限までに受講申込書の郵送が確認できない場合、予約は取り消されますので予めご了承ください。

講習会場の予約日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	予約番号	○○○
----------	----------------	------	-----

個人申込の方は予約時にお伝えしますので、必ずご記入ください。

【団体申込をされる方へ】

■以下の内容に同意のうえお申込みください。
私は、貸金業務取扱主任者講習の受講申込(以下「本申込」といいます。)を所属する団体経由で日本貸金業協会に対して行うにつき、日本貸金業協会が、私の貸金業務取扱主任者講習の結果に関する情報を所属団体に対し提供することに同意します。なお、本申込に関し生じた紛争については、所属団体と私の間で解決するものとします。

団体申込の方は必要事項をご記入ください。

団体申込コード (Dを含め計8桁)	D
会場予約コード (10桁)	
任意番号	

【A 払込受付証明書貼付欄】

個人申込の方は、受講料を振込みのうえ、「A 払込受付証明書」原本(コピー不可)を必ず本欄に全面のり付けしてください。

個人申込の方は「A 払込受付証明書」原本を全面のり付けしてください。

左記、「団体申込コード」、「会場予約コード」および「任意番号」をご記入ください。

【主任者登録更新の申請可能期間簡易チェック表】

- 初めて主任者登録を受けます。主任者登録の有効期限が経過しています。
- 現在主任者登録の有効期間内です。(下表でチェック)

講習開催日が主任者登録有効期限の	更新申請可能期間		チェック
	個人申請	団体申請	
12ヵ月より前	更新申請不可	更新申請不可	<input type="checkbox"/>
12ヵ月前～11ヵ月前	1日～1ヵ月間	1日～1ヵ月間	<input type="checkbox"/>
11ヵ月前～10ヵ月前	1～2ヵ月間	1～2ヵ月間	<input type="checkbox"/>
10ヵ月前～9ヵ月前	2～3ヵ月間	2～3ヵ月間	<input type="checkbox"/>
9ヵ月前～8ヵ月前	3～4ヵ月間	3ヵ月間	<input type="checkbox"/>
8ヵ月前～7ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間	<input type="checkbox"/>
7ヵ月前～6ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間	<input type="checkbox"/>
6ヵ月前～5ヵ月前	3～4ヵ月間	2～3ヵ月間	<input type="checkbox"/>
5ヵ月前～4ヵ月前	2～3ヵ月間	1～2ヵ月間	<input type="checkbox"/>
4ヵ月前～3ヵ月前	1～2ヵ月間	1日～1ヵ月間	<input type="checkbox"/>
3ヵ月前～2ヵ月前	1日～1ヵ月間	更新申請不可	<input type="checkbox"/>
2ヵ月未満	更新申請不可	更新申請不可	<input type="checkbox"/>

主任者登録更新の申請可能期間簡易チェック表

現在の主任者登録の有無をチェックし、現在主任者登録を受けている方は、主任者登録の有効期限および受講予定講習の開催日から主任者登録更新の申請可能期間を確認してください。

※受付に際し、協会がこの更新申請可能期間をチェックすることはありません。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続き(申請書類準備・送付等)に余裕を持つため、当該期間を2ヵ月以上確保することをおすすめします。

記入は、必ず黒のボールペンをご使用ください。

個人情報の取扱いについて

当協会は、貸金業務取扱主任者講習の受講申込者から収集する個人情報は、当該講習に係る講習事務および当該受講申込者の貸金業務取扱主任者登録に係る事務を適正かつ確実に実施するために利用し、それ以外の目的では利用致しません。また、収集した個人情報は、当協会の「個人情報取扱規程」に則り、適切に管理し、正確かつ安全に取り扱います。